

特殊包装かまぼこ類品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1656号
 改 正 平成17年 5月13日農林水産省告示第 882号
 改 正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号
 最終改正 平成20年 8月29日農林水産省告示第1368号

(趣旨)

第1条 特殊包装かまぼこ類(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
特殊包装かまぼこ類	次に掲げるものをいう。 1 魚肉(魚以外の水産動物(鯨を除く。))の肉を含む。)に食塩を加えたもの又はこれに砂糖、でん粉、弾力増強剤、保存料等を加えたものを練りつぶしたものであって、脂肪含有率が2%未満のもの(以下「練りつぶし魚肉」という。)をケーシングに充てんし、又はフィルムで包装した後、加熱してたん白を凝固させたもの 2 練りつぶし魚肉にチーズ、グリーンピース、わかめ、こんぶ等(以下「種もの」と総称する。)を加えたものをケーシングに充てんし、又はフィルムで包装した後、加熱してたん白を凝固させたもの
ケーシング詰普通かまぼこ	特殊包装かまぼこ類のうち、練りつぶし魚肉をケーシングに充てんし、密封した後、加熱したものをいう。
ケーシング詰特種かまぼこ	特殊包装かまぼこ類のうち、練りつぶし魚肉を主原料とし、これに種ものを加えたものをケーシングに充てんし、密封した後、加熱したものをいう。
リテーナ成形普通かまぼこ	特殊包装かまぼこ類のうち、練りつぶし魚肉をフィルムで包装した後、型枠に入れて加熱したものをいう。
リテーナ成形特種かまぼこ	特殊包装かまぼこ類のうち、練りつぶし魚肉を主原料とし、これに種ものを加えてフィルムで包装した後、型枠に入れて加熱したものをいう。
フィルム	気密性、耐熱性、耐水性、耐油性、熱接着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜をいう。
ケーシング	フィルムでできた筒状包装をいう。

(義務表示事項)

第3条 ケーシング詰普通かまぼこ又はリテーナ成形普通かまぼこであってでん粉を使用したものにあつては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、でん粉(加工でん粉を含む。)の含有率(以下「でん粉含有率」という。)とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、でん粉含有率及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、ケーシング詰普通かまぼこにあつては「ケーシング詰かまぼこ」と、ケーシング詰特種かまぼこにあつては「ケーシング詰特種かまぼこ」と、リテーナ成形普通かまぼこにあつては「リテーナ成形かまぼこ」と、リテーナ成形特種かまぼこにあつては「リテーナ成形特種かまぼこ」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材

料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 魚肉は、「魚肉」の文字の次に括弧を付して、別表の右欄に掲げる魚種のものにあつては同表左欄に掲げる魚種名をもって、同表右欄に掲げる魚種以外のものにあつては同表の区分に準じて区分した魚種名をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、記載する魚種名が4種以上となる場合にあつては多いものから順に3種の魚種名を記載してその他の魚種は「その他」とし、記載する魚種名が1種である場合にあつては「魚肉」の文字及び当該文字の次に付する括弧を省略することができる。

イ 魚肉及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 「食塩」、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「卵白」、「酒」、「種もの」等とその最も一般的な名称をもって、使用重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(イ) 記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と使用重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(ウ) 「種もの」と記載したのものにあつては、「種もの」の表示の次に、種ものとして使用した食品の名称を、その最も一般的な名称をもって、使用重量の割合の多いものから順に、括弧を付して記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) でん粉含有率

パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量をグラムの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、2個以上が同一の容器に入れられ、又は同一の包装をされたものであつて、個数が外側から判別できないものにあつては、個数を内容重量の表示の文字に並べて記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。

）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、でん粉含有率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する16ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、ケーシング詰普通かまぼこにあつては「ケーシング詰かまぼこ」の用語、ケーシング詰特種かまぼこにあつては「ケーシング詰特種かまぼこ」の用語、リテーナ成形普通かまぼこにあつては「リテーナ成形かまぼこ」の用語、リテーナ成形特種かまぼこにあつては「リテーナ成形特種かまぼこ」の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称にくらべて誇大に表示する用語（当該原材料の一部の名称を表示する用語に、当該原材料の一部の含有率をパーセントの単位で、同程度の大ききで付してあるものを除く。）
- (2) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語
- (3) 官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
- (4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1656号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月13日農林水産省告示第882号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。

（最終改正の施行期日）

平成20年8月29日農林水産省告示第1368号については、平成20年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

記載魚種名	魚種名
たら	まだら、すけとうたら、メルルーサ
ぐち	しろぐち、きぐち、くろぐち
えそ	まえそ、わにえそ
はも	はも、すずはも
ほうぼう	ほうぼう、かながしら
かれい	からすがれい、あぶらがれい、そうはちがれい、うしのした
とびうお	とびうお
あじ	まあじ、むろあじ
たちうお	たちうお
わらずか	わらずか
いか	するめいか、もんごういか